昭和二十七年政令第三百四十一号 航空機製造事業法施行令

規定に基き、この政令を制定する。 百三十七号)第二条第二項第三号及び第十六条の 内閣は、航空機製造法(昭和二十七年法律第二

第一条 航空機製造事業法 (以下「法」という。) たときの重量をいう。)が百五十キログラム以 及び燃料その他の搭載物を装備し、及び搭載し ののうち、総重量(設計により定められた装備 空機であつて構造上人が乗ることができないも ことができる機械器具は、飛行機及び回転翼航 第二条第一項の政令で定める航空の用に供する 上のものとする。

(航空機用機器)

第二条 法第二条第二項第三号の航空機の一部を 構成し、又はこれに装備される機械器具であつ 政令で定めるものは、次のとおりとする。

着陸緩衝装置 る。以下同じ。)を有するものに限る。)又は脚支柱(着陸緩衝装置(油圧式のものに限

車輪(車輪用ブレーキを含む。)

航空交通管制用自動応答機 レーダー

発電機(原動機に連結されるものに限る。) 次に掲げる航空計器

に限る。) 空盒計器(高度計、 速度計又はマッハ計

ジャイロ計器

ジャイロ磁気コンパス シンクロ式計器(交流用のものに限る。)

るものに限る。) 液量計(電気容量の変化によつて計量す

熱交換器又は圧力調節器に限る。) 空気調和装置用機器(空気冷却ター

次に掲げる航法用電子機器

自動操縦装置

飛行安定装置

フライトディレクター装置

慣性航法装置

ッドアップディスプレイ装置

航法用電子計算機(イからへまでの装置 マップディスプレイ装置

レーザージャイロ装置 回転翼航空機用トランスミッション いずれかに接続されるものに限る。)

十二 ガスタービン発動機制御装置

あつて、政令で定めるものは、回転翼、航法用第三条 法第二条第三項第二号の航空機用機器で ン及びガスタービン発動機制御装置とする。 電子機器(前条第九号イからへまでに掲げるも (航空工場検査員) のに限る。)、回転翼航空機用トランスミッショ

第四条 法第十六条の航空機又は航空機用機器の めるものは、次の各号に掲げる事務の区分に応るものを除く。)の従業者であつて、政令で定 製造工場又は修理工場(航空運送事業者又は航 空機使用事業者の自家修理工場及びこれに準ず じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 機の製造又は修理に関する経済産業省令で定て「工場」という。)において三年以上航空 の認可に関する事務 航空機の製造又は修理航空機の検査又は製造若しくは修理の方法 める事務に従事した者 る製造工場又は修理工場(以下この条におい めるものを受け、かつ、法第十六条に規定す は修理に関する研修として経済産業省令で定 に係る許可事業者が実施する航空機の製造又

かつ、工場において三年以上航空機用原動機修として経済産業省令で定めるものを受け、 機の製造又は修理に係る許可事業者が実施す理の方法の認可に関する事務 航空機用原動一航空機用原動機の検査又は製造若しくは修 る事務に従事した者 の製造又は修理に関する経済産業省令で定め る航空機用原動機の製造又は修理に関する研

三 航空機用プロペラの検査又は製造若しくは する研修として経済産業省令で定めるものを施する航空機用プロペラの製造又は修理に関 ロペラの製造又は修理に係る許可事業者が実修理の方法の認可に関する事務 航空機用プ 受け、かつ、工場において三年以上航空機用 令で定める事務に従事した者 プロペラの製造又は修理に関する経済産業省

令で定める事務に従事した者 めるものを受け、かつ、工場において三年以 は修理に関する研修として経済産業省令で定 上回転翼の製造又は修理に関する経済産業省 に係る許可事業者が実施する回転翼の製造又 回転翼の検査又は製造若しくは修理の方法 認可に関する事務 回転翼の製造又は修理 1

でに規定する機械器具に限る。以下この号に 航法用電子機器(第二条第九号イからニま

事務に従事した者 の方法の認可に関する事務 航法用電子機器おいて同じ。)の検査又は製造若しくは修理 製造又は修理に関する経済産業省令で定める として経済産業省令で定めるものを受け、か 航法用電子機器の製造又は修理に関する研修 の製造又は修理に係る許可事業者が実施する つ、工場において三年以上航法用電子機器の

又は修理に関する経済産業省令で定める事務工場において三年以上航法用電子機器の製造 規定する機械器具に限る。以下この号におい航法用電子機器(第二条第九号ホ及びへに て経済産業省令で定めるものを受け、かつ、 用電子機器の製造又は修理に関する研修とし 造又は修理に係る許可事業者が実施する航法 法の認可に関する事務 航法用電子機器の製 て同じ。) の検査又は製造若しくは修理の方 に従事した者

製造又は修理に係る許可事業者が実施する回 事務 回転翼航空機用トランスミッションの は修理に関する経済産業省令で定める事務に 回転翼航空機用トランスミッションの製造又 るものを受け、かつ、工場において三年以上 修理に関する研修として経済産業省令で定め 転翼航空機用トランスミッションの製造又は 又は製造若しくは修理の方法の認可に関する 従事した者 回転翼航空機用トランスミッションの検査

八 ガスタービン発動機制御装置の検査又は製 に係る許可事業者が実施するガスタービン発ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理 省令で定める事務に従事した者 動機制御装置の製造又は修理に関する研修と 造若しくは修理の方法の認可に関する事務 機制御装置の製造又は修理に関する経済産業 つ、工場において三年以上ガスタービン発動 して経済産業省令で定めるものを受け、か 3

第五条 法第十八条の規定により別表の上欄に掲 げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄 に定める金額(電子申請による場合にあつて 同表の下欄に定める金額)とする。

この政令は、公布の日から施行する。 附則抄

(昭和二七年一二月一八日

政令第

この政令は、 四九一号) 公布の日から施行する

> 五 附 号 則 、昭和二九年八月二八日政令第二

する。 この政令は、 昭和二十九年九月一日から施行

二九号 附 則 (昭和三一年一一月六日政令第三

この政令は、

昭和三十二年二月一日から施

する。 附 則 (昭和三八年六月一日政令第一八

号

00号) 附 則 (昭和四一年八月三一日政令第三 する。

この政令は、

昭和三十八年八月一日から施行

する。 この政令は、 昭和四十一年十月一日から施行

行する。 この政令は、 九六号) (昭和五一年七月一三日政令第一 昭和五十一年七月十五日から施

則

この政令は、 六号) 附 則 (昭和五四年三月三〇日政令第五 昭和五十四年七月一日から施

2 する。 商産業大臣の許可を受けている者は、当該許可下「法」という。) 第二条の二の規定による通又は修理の事業について航空機製造事業法(以 たものとみなす。 第六号又は第七号に掲げる航空機用機器の製造 に係る事業について法第三条第一項の届出をし この政令の施行の際現に改正後の第一条の二

定機器の製造又は修理の事業を行うことができ されていないものの製造又は修理の事業を行つ に規定する特定機器のうち改正前の同条に規定 又は不許可の処分があるまでの期間につ る。その者がその期間内に当該特定機器につい は、法第二条の二の規定にかかわらず、当該特 て同条の許可の申請をした場合において、許可 ている者は、この政令の施行の日から三月間 この政令の施行の際現に改正後の第一条の三 同様とする。 いて

八号) 則 (昭和五六年三月二五日政令第三

この政令は、昭和五十六年四月一日から施行

する。 附 三五号) 則 (昭和五九年五月一五日政令第一

『でないものの製造又は修理の事業につい』て改正後の第一条の三に規定する航空機工前の第一条の三に規定する航空機用機器	平成十二年十二月一日から施行	四七三号)		律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日		(施了朝日) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	? (平成一二年六月七日政令第三一	は、平成十二年七月一日から施行す	#	三七号) 少附 则 (平成一二年五月三一日政令第二	は、平成十二年四月一日から施行す	$\overline{}$	八号) 抄附 則 (平成一二年三月二四日政令第九	この重合は、平方才全世界一日之の旅行で、	区戈ルド四月一日ル・2面ラナー	(注) 多)抄	附	1 この政令は、平成六年四月一日から施行す	号) 抄	附	は、平成三年四月一日から施行す	抄	附 則 (平成三年三月二五日政令第四九	こ の 政	号) 抄 所 人名英格兰 医多种 人名英格兰 医多种 人名英格兰 医多种 人名英格兰 医多种	IJ	政令	九号) 抄	· +	定の合理化に関する法律の施行の日(昭和五十1 この政令は、各種手数料等の額の改定及び規	
	を申請する者 の認可 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	円三百円	万三	円	修理の方法 千二百九百円	イ 航空機 (滑空機を除く。)五 万 八五 万 五 千二計 , ; ; ;	申青計る者	造	円	の製造の方法 千七 百四百円 千 航空機 (滑空機を除く。)十万 六十万四千	申請する者の説言を	Į)	る金質 におけり		床)	この政令は、公布の日から施行する。	号) (今和元年七月一才日政令第六二	サーリー(含り正Fンヨーしヨ女合為マニ適用については、なお従前の例による。	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の	(罰則に関する経過措置)行する	fr.つ。 1 この政令は、平成二十六年四月十五日から施	(施行期日)	七号) 附 則 (平成二六年三月一九日政令第六	5 F 2 4 1 1 1 1 1 1	この政令は、平成十六年三月三十一日から施七号) 抄	以上、 、 附 則 (平成一六年三月二四日政令第五	適用については、なお従前の例による。	3 この政令の施行前にした行為に対する罰則のしたものとみなす	(に)の) : は (こ)。 に係る事業について同法第三条第一項の届出を	商産業大臣の許可を受けている者は、当該許可て航空機製造事業法第二条の二の規定による通	
																						値理の力技 二百円 ナ百円	里の牙法	円3	二万		第十四条第一項の認可	製造の方法 百円 五百円 五百円 五百円 万 七三 万 八 千	円 円	方法 千 六 百三百円 千 航空機用原動機の製造の八 万 七八 万五 千	